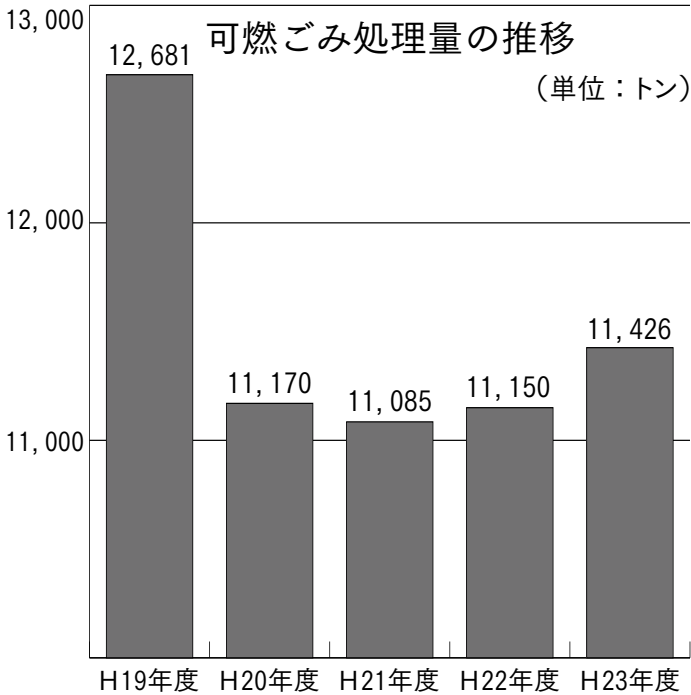


一人一人ができることから 始めよう 環境への取り組み

混ぜればごみ

分ければ資源

ごみの減量・分別に取り組みよう



可燃ごみ処理量が 増えています

ごみ処理の有料化とプラスチック製容器包装の分別収集導入以後、可燃ごみ処理量は、皆様のご協力により、平成21年度までは減少傾向でした。しかし、それ以降、可燃ごみ処理量が増えています。

可燃ごみの排出量は、正しい分別を行うことで減量できます。家庭で、できることから取り組んでいきましょう。

プラスチック製容器包装は
正しく分けて資源化を！

プラスチック製容器包装はリサイクルできる「資源物」です。汚れは落としましょう。落とせないものは可燃ごみへ。なお、分別収集しているのは、プラスチック製品ではありません。プラスチックでできた容器包装だけです

「*容器包装」：商品を買ったとき、その商品を入れてある「容器」や、包んである「包装」で、初めから廃棄されるものが分かっているもの。

※対象となる物には、必ず、プラマークが付いています。マークのない物は対象外です。



雑がみは資源です！

チラシや包装紙などの雑がみを資源として分別することで、可燃ごみは大きく減少できます。分別した雑がみは、資源物回収の日にお出しください。

生ごみは自家処理を！

庭や畑に埋めたり、コンポストや生ごみ処理機を利用し、生ごみを自家処理しましょう。市では、生ごみ堆肥化機器等購入費助成金を交付しています。詳しくは、市役所環境課へお問い合わせください。

埋め立てごみは
限定されています！

埋め立てごみは、左表の物だけに限定されています。危険な物もありますので、ルールを守って出しましょう。

区分	例
ガラス	窓ガラス、コップ、食器、耐熱ガラス
陶磁器	食器、花瓶、植木鉢、つぼ
危険物	使い捨てライター、カミソリやカッターの刃
その他	灰、炭

その他の分別方法などについては、「保存版ごみと資源物の分け方・出し方」をご覧ください。



▲市内各地をパトロールしています

不法投棄・違法な野外焼却の 監視パトロールを実施しています

市では、不法投棄と違法な野外焼却防止を目的として、早朝・夜間の監視パトロールを実施しています。

不法投棄や違法な野外焼却は犯罪であることはもちろんですが、環境にも悪影響を与えます。

廃棄物を処理する場合は、決められたルールに基づき、適正に処理しましょう。

剪定枝やアスパラガスの野草など農林業を営む上でやむを得ないものを除き、野外焼却は原則禁止されています。剪定枝などを焼却する際は住宅周辺を避けるとともに、事前に近所に声を掛け、時間帯や風向きに注意するなど、周辺に迷惑が掛からないよう注意しましょう。

また、土地を所有している方は、土地の管理を十分に行い、捨てられない環境を保ちましょう。

買い替え：購入先の店に引き取ってもらう。
処分のみ：購入した店または処理業者に引き取ってもらう。
自分で処分する場合：郵便局でリサイクル料を振り込み、製品を指定取引場所に持ち込んでください。

指定取引場所 日本通運(株)長野支店重機輸送センター(長野市大字稲葉329番地1)

026 (221) 6482

家庭で
できる

節電に取り組みます

昨年の夏に引き続き、今年も全国的に電力不足が見込まれます。中部電力では、需給が逼迫する地域への電力融通などのため、期間・時間を限定した中で節電の要請をしています。

そこで、今年も引き続き、市民の皆さんに可能な範囲で節電のご協力をお願いします。

家庭でできる節電 3つのポイント

- ① 電気使用量を減らす
- ・ エアコンと扇風機を併用し

- ② 使う時間をずらす
- ・ 洗濯は昼間ではなく夜にまとめて洗濯する。

- ③ 省エネ製品などへ切り替える
- ・ 白熱電球を電球型蛍光灯ランプやLED電球に交換する。
- ・ 最新型の省エネ製品に買い

- ・ エアコンの使用を減らす。
- ・ エアコンのフィルターを2週間に1回程度掃除する。
- ・ よしずやすだれなどで日差しを和らげる。
- ・ テレビを省エネ設定モードにしたり、画面の照度を下げ、不要な時は消す。

次のホームページでは、節電に対する取り組みを紹介しています。

☆省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」
<http://www.eccj.or.jp/dict/index.html>

☆チャレンジ25キャンペーン「みんなで節電アクション」
<http://www.challenge25.go.jp/setsuden/>

実施期間 7月2日(月)～9月28日(金)

市も取り組みます

問い合わせ先
市役所総務部庶務課職員係
☎(22)2111(内線213)

- 空調の室温設定を28℃とし、室温の管理を徹底します。
- 必要な照度を確保した中で、廊下などの照明を間引き・減灯を行います。
- 原則、会議・行事などは午前中に設定し、電力需要の高まる午後の時間帯での電力を節減します。
- 職員の休憩時間を午後1時から2時までに変更し、午後の電力ピークを緩和します。(休憩時間中も窓口業務を行います)
- 職員の一斉退庁日を定め、電力総量の抑制を図ります。

※実施に当たっては、市民の皆さんへご不便をお掛けしないよう努めます。ご理解とご協力をお願いします。